

千葉県農業委員会告示第1号

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に関する告示（平成21年千葉県農業委員会告示第2号、平成23年千葉県農業委員会告示第1号、平成31年千葉県農業委員会告示第1号）は、廃止する。

令和5年3月1日

千葉県農業委員会
会長 長谷部 衡平

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。